

令和3年度第2回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：令和3年12月20日（月）10：00～12：10

場所：佐賀県庁 新館4階特別会議室

（事務局）

はい、お時間前ですが、ただいまから始めたいと思います。本日は年末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日、司会進行させていただきます県土整備部県土企画課の黒嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

マイクの関係から座って説明させていただきます。開会に先立ちまして当評価監視委員会の会議の開催に関する定足数の報告でございます。本日、10名の委員の中で7名の委員の皆様にご出席いただいているところでございます。佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱第6条、規定によります定足数、委員の2分の1以上の御出席をいただいているところでございます。それでは、令和3年度、第2回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催したいと思っております。開会にあたりまして、県土整備部の平尾より、御挨拶申し上げたいと思っております。

（平尾県土整備部長）

はい、改めまして、皆さん、お疲れ様でございます。令和3年度第2回の佐賀県評価監視委員会の開会に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。まず委員の皆様方、前回、第1回が10月の25日だったと思っております。今回、第2回ということで、年末のお忙しい中にお集まりいただきまして本当ありがとうございます。今年1年振り返ってみますとやはり佐賀県では、我々の分野でいきますとやっぱり大雨の豪雨災害だったかなというふうに思っております。8月に大雨特別警報が出て、4年連続というようなことでございました。本当に県内で多くの災害が発生をいたしました。特に大町、武雄での内水氾濫というのはですね、地元の方々から、いろいろ声も届いております。2年の間に2回ということで心も折れるというようなことで、そういった声も、我々のほうも重く受け止めていろいろ対応しているような状況でございます。一方、新型コロナウイルスに関しましては、県内の皆様方の御努力、御協力によって昨日の時点で32日間ゼロが、佐賀県では続いておりますので、これはしっかりとこのままのペースが続くことをですね、我々願っているような状況でございます。ただ話を戻しますと、災害を受けたこの8月豪雨の災害で道路河川公園など約400か所災害がございました。現在、国による災害査定等もですね順調に進んでおりまして、順次、査定が終わったところからです。県民の皆様方の安全安心が1日でも早く戻るようにということで我々今度は工事の発注の準備を進めているような状況でございます。今回の内水氾濫等々を踏まえまして、県としても、本来、内水氾濫対策とか排水対策っていうのは市町が行うというのをベースにしておりましたけども県としてもそれはいけないだろうと、佐賀特有の地形的にもやっぱり内水氾濫起りやすいとこだというようなこともございまして、一歩踏み込んでですね、県庁内にもプロジェクトIFということで、様々な内水氾濫対策に

取り組もうというようなことで、今、そういった対応を進めているところです。早速9月の議会では県内で初めて排水ポンプ車の購入を、予算化をさせていただきました。また、先日終わりました11月の議会では内水情報カメラとか、道路情報盤とか、いろいろ今度県民向けに内水の状況等をお知らせするような、そういったソフト的な部分の施策についても予算化もさせていただきました。浸水被害の軽減にですね、取り組んでいきたいというふうに進めているようなところでございます。また今、そういった被害が多発しておりますので、国のほうでは国土強靱化に係る5か年加速化対策っていうものの予算措置がされておりました。5か年加速化対策の予算を含めまして、今臨時国会で審議をなされております。今日、参議院で、その予算が可決されればですね、補正予算として、予算を措置されるというようなことで、こういった予算につきましても、我々県としては、流域の治水対策であったりとか、また交通安全対策も、ここの交通安全対策について言いますと本当先日も徳島のほうで、大型トレーラーが小学生をですね、巻き込むという本当に痛ましいような事故がっておりますので、もうこういった事故がいくらかでも我々なくなるようにということで、この歩道整備であったりとか、交通安全対策こういったものもしっかりやっつけていかなきゃいけない。また、地すべり対策そういったものにもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。本委員会でのような社会資本整備の必要性とか緊急性、また、費用対効果などについて第三者の視点からチェックを行っていただきまして、客観的な御意見をいただく機会だというふうに思っております。本日は諮問事項として、まず、新規マニュアルの策定を1件お願いをしております。これにつきましては我々土木の分野では、いろいろ形にはまったような道路であったり河川の整備とかそういったものを行ってまいりましたが、やはりこの頃のライフスタイルの変化からですね、形式ばったような事業だけでは県民の皆様方の様々なニーズにもこたえられないというようなことで少しソフト的な視点も入れながらの事業ということで街路事業について、マニュアルの策定を1件上げさせていただいております。また再評価については3件、更に、報告事項といたしましては、令和3年度のこの補正予算とまた令和4年度の予算において事業の実施が必要と判断しました新規事業、こちらについて報告をさせていただきたいというふうに思っております。委員の皆様にはですね、それぞれの立場から忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上簡単ではございますけれども開会の挨拶をさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

はい。ありがとうございます。それでは、御手元の資料の確認をさせてもらいたいと思います。委員の皆様には事前にお配りしてたかと思えます。本日の資料、次第のほかですね資料の1から6まで準備しております。資料1につきましては、先ほど申しあげました諮問事項、新規評価のマニュアル策定の説明資料になっております。資料2につきましては、諮問事項の、令和3年度の公共事業再評価の資料の説明で、関係課毎に整理をしているとこ

ろでございます。資料 3 につきましては報告事項になります。新規評価箇所の一覧になっております。お手元資料 3 の 1 ページ目をご覧くださいと思いますが、1 枚目が整備系、新たにですね整備を行うものとか、改修を行うもの、そういった整備系のものと、裏面がその整備されたものを維持していく維持系の一覧となっております。続きまして資料 4 ですけれども、公共事業の新規評価の個別地区の評価になっております。本日説明する代表箇所になりますが、4 か所の説明資料になっております。そこで事前にお配りした資料からですね一部修正がございます。1 枚紙、右肩に資料差し替え、資料 4 の 3 ページ目っていうものを 1 枚御準備しております。こちらは本日差し替えのをお願いできればというふうに思っております。続きまして資料 5 ですけれども先ほど申し上げました整備系、維持系でございますけれども、整備系の公共事業新規評価の結果の資料になっておまして関係課毎にまとめております。資料 6 につきましては、維持系の新規評価の結果の資料になっております。不足等は、ございますでしょうか。はい。マイクの使用方法ですが御発言される際には御手元のマイクのボタンを押していただいてランプが点灯した後に御発言いただければというふうに思っております。はい。それでは、ただいまから議題に入りたいと思います。次第の 3 番目になります。これより先につきましては、委員長に進行していただきたいと思っておりますので、伊藤委員長様、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

(伊藤委員長)

はい、皆様おはようございます。本日の会議よろしくお願ひいたします。先ほど県土整備部長からも御説明ありましたように今年は佐賀豪雨という昨年に引き続きまして大きな災害がございました関係から、この委員会もですね、ちょっと変則的な開催ということになりました。こういった、年も押し迫った時期にですね、また皆さんは大変御多忙中お集まりいただきましてありがとうございます。私のスケジュールもありましてですね、本当に年末ぎりぎりになったことをおわびいたします。そうしましたら、早速ではございますけれども、諮問事項の 1 番目、整備系の生活関連街路事業の新規マニュアルの策定ということで、御説明お願ひ出来ます。

(天本まちづくり課長)

御説明させていただきますまちづくり課長の天本です。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。今回、新規評価マニュアルの審議をお願いいたしますのは整備系街路事業についてでございます。今回、新たに策定する背景と目的でございます。これまで街路整備については、道路を拡幅して車の通行をスムーズにしたりですとか、自転車や歩行者の安全を向上させるといった、道路の機能を向上させることを主な目的として事業を行ってまいりました。このような中、最近ライフスタイル等の変化から、車中心から人中心へ都市を改変していく取組が行われているところでございます。佐賀県でも、歩くライフスタイルを推進する取組を全庁的に実施しているところでございまして、街路事業におきましても、

これからは、幅員の再構成による歩行者空間の充実や、居心地のよいオープンスペースの整備など、都市の魅力向上に寄与する整備を今後進めていきたいと考えております。こうした事業の評価に対応したマニュアルを、今回新たに策定したいと考えております。次をお願いします。

今回のマニュアルの位置づけでございます。街路事業の新規評価マニュアルについて、整備系・生活関連事業の中の街路事業において、未整備区間の新設や改築を行う事業を対象としておりました。今回新たに策定するマニュアルは、幅員の再構成による歩行者空間の充実や、オープンスペースの整備など、都市の魅力向上に寄与する事業を対象とするもので、同じ整備系・生活関連事業の中に、既存の街路事業の評価マニュアルと並列で位置づけることを予定しております。赤の囲みの部分になります。次に、街路整備事業について、簡単に御説明いたします。街路整備事業は、都市計画道路のうち、主として市街地と、これに隣接する地域において行うものでございます。写真は、どんどんの森の横のところの道路の整備前、整備後の写真となっております。事例といたしましてはこのほかにも、佐賀大学の北側で現在、歩道の設置や無電柱化の事業を行っているところでございます。次、お願いします。

今回、新設マニュアルが対象とする街路事業は、先ほど御説明しましたような、これまでの街路事業が主眼としてきた交通機能は担保しつつ、人々が集い、憩い、楽しむと言った、滞在機能に着目しまして、都市の魅力を高める整備を対象とするものでございます。次、お願いします。具体的なイメージとなります。用地買収を伴わず、既存の道路敷内で幅員を再構成したり、歩道をリニューアルすることで、自転車空間の充実を図ったり、滞在空間を創出するものでございます。図面の上のほうが、博多駅前通りの整備の図で、ここでは、既存の道路敷内で幅員を再構成して、車道を減らして歩道を広げるという事業を行っていらっしゃいます。このような事業を佐賀駅南で検討を行っておりまして、写真の下側は、この秋に行いました社会実験の様子を掲載しております。次をお願いします。

次に、新設マニュアルの構成についてです。ちょっと画面小さいでするので、A3の資料が別途ついているかと思っておりますのでそれをご覧いただければと思います。既存のマニュアルは、位置づけ、必要性効果、実施環境という三つの評価市内から評価項目評価書を定めております。今回新設マニュアルでは、このうち、2番目の必要性、効果の項目と指標を新たなものに変え、位置づけ、実施環境の項目については、既存のマニュアルと同じ評価項目指標としております。次、お願いします。次に評価項目の内容について、評価項目と指標について御説明します。既存のマニュアルでは、事業の効果は、費用対効果B/Cで見ることになっておりますけれども、これは、目的地までの移動時間が短縮されるといったことを、貨幣価値に換算して算出するものでございます。なので拡幅を伴わない、幅員を再構成するような道路の再整備を対象とする事業にはなじまないと考えておりまして、ほかの項目においても、既存のマニュアルでは歩道の設置状況や、無電柱化の実施といった未整備区間での各整備を評価する部分がございますので、今回そこを新たに設定しております。黄色の塗り潰しの部分になります。次をお願いします。

次に、評価項目の内容について御説明いたします。まず事業の効果ですが、事業の効果は、二つの指標を設定しております。市町の構想や計画との合致、事業内容・効果の検証プロセス、ともに配点は30点満点としております。市町の構想や計画との合致では、まちづくりを主に担う市町が策定する構想や計画との関連性を評価することとしております。また、事業内容・効果の検証プロセスでは、整備効果の実証実験や、外部有識者によるいわゆる委員会の開催等、事業効果を検証するプロセスの有無を評価することとしております。これは先ほど申しあげましたB/Cといった、定量的な効果測定が難しいということで、事業の効率性や透明性を担保するプロセスの有無を評価することとしております。具体的には、外部有識者を交えた委員会等を定期的に開催した上で、事業箇所では社会実験などが行われ、事業効果の検証が進んでいると考えられるものについて満点30点、委員会等が定期的に開催されて、その中で、事業内容に関する議論や検証が行われるものについては20点としております。次、お願いします。次に、評価項目の都市空間については、多様な活動を生み出す都市空間という指標で評価し30点満点としております。この項目では、街路の滞在機能を高めるための計画の有無を評価することとしております。具体的には、街路空間が活用されることを前提とした、オープンスペースの確保や、電源給排水などの設備、ベンチ、椅子といった施設の整備や、道路上に店舗を置く場合に、制度面の支援策などが計画されているかを評価することとしております。また、評価項目の安全性の向上については、人を大切にされた道路構造という指標で評価し10点満点としております。この項目では、事業の実施により歩行者の安全性が向上するかどうかを評価することとしています。具体的には、歩道部分の拡幅や自転車と歩行者の分離、歩道のユニバーサルデザイン化などによって、整備前よりも歩行者の安全性が向上したと考えられる場合に加点を行うことを想定しております。次お願いします。最後に事業実施可否の評価基準、判断基準についてです。これは、街路事業以外の事業と共通のものとなっております、80点以上であればA評価、60点から80点であればB評価、60点未満であればC評価としております。一つでもC評価があった場合は、判断基準ランクがⅢとなり、新規着手を見合わせる、つまり採択不可となるようにしております。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。今御説明あったように、この委員会ではちょっとなじみのないようなマニュアルということですね。すなわちB/CのB、ベネフィットが定量化出来ない。いわゆるCは確実に計算出来たとしてもですね、人の満足度だとかですね。そのほかいろんな数値化出来ない利便性を、やるような事業なんでなかなか、マニュアルが従来どおりのものが適用出来ないということで、今回、御提案のあった内容になってると思います。それで委員の方々、いろいろ御質問あるかもしれませんが、ちょっと私のほうから最初にお聞きしたいことありますが、9枚目のスライドでですね、事業内容・効果の検証プロセス、30点20点0点と分かれてますけれども、これ主に委員会や、社会実験などを定期的に開催

していると点数がもらえるという、加点方法ですね。例えばですね、委員会や社会実験をやっ
て、余りいい結果が出なかった場合、それでも30点もらえるのか、20点もらえるのか。そ
ういったですね、透明性だとか公平性だとかですね、担保できるってことは確実なんです
が、結果はまた別ですもんね。そういう、どこら辺のレベルの結果が出たら点数をあたえるの
か。多分内々にお考えだろうと思いますけどそういったことがあればお教えてください。

(天本まちづくり課長)

社会実験などをする、するということはそこでトライアンドエラー、といいますか、よくし
ていく方向で改善が行われるということだと思いますので、そういう検証が行われて、事業
を実施できる状況に近づいていくと。委員会の中でご意見をいただきながら、実施できる状
況に近づいているということで加点の評価をするということになるかと思っています。

(伊藤委員長)

ほぼゴーサインが出れば、30点なり20点の加点、そこら辺は、また別に決められるってこ
とですね。はい、わかりました。では委員の皆さんすいません。先に質問させていただきま
した。他に何かあればお願いいたします。

(永原委員)

新しい内容ですので、何かいま一つこう、自分の中でも落ちていないんですけども。質問
なんですけども、まずですねその、社会実験が行われたりとかしてるんですけど、この社会
実験って誰が主体になるんでしょうか。市町、それとも、沿線の事業者とかですね、この社
会実験は、誰が主体になって行うものかということと、それから多様な活動が行うことを前
提とした、この多様というのはどんな活動が考えられるのかってということと、三つ目はです
ね、評価項目の中に、安全性の向上、人を大切にしたい道路構造とありますが、安全性の向上
が目的なのかなあっていうのがですね、何か、ここで、歩道っていうか、生み出した空間で
人の活動が豊かになり、そこに人が集まってにぎわいを醸し出すっていうかですね、その歩
道を利用する人たちが、何か心豊かなその時間が使えるっていうかですね、そういう空間を
生み出すことが、目的なんじゃないかなあってお聞きしてて思ったんですね。それなのに、
歩行者の安全性を向上させることが目的？あれっ？という違和感を感じました。すいませ
ん。本当純粋な質問です。以上です。

(天本まちづくり課長)

まず社会実験の主体は誰かということをございます。この秋に行った社会実験については
県のほうで行いました。同じようにですね、3月にも駅前でも社会実験をしたんですけども、
それは佐賀市が実施をしております。まちづくりの主体である市であったり、整備を考
えている県だったり、望ましいのは本当にあの沿線の事業者さんたちが、盛り上がっていただ

てですね、開催していただけるようになればなおいいかと思っています。そこは、これは主体を限定せずですね、社会実験は広く捉えていけばいいのではないかと考えております。2番目の多様な活動ですけれども、これにつきましては、先ほど言いましたようなキッチンカーがでて、にぎわいづくりをしたりですとか、あるいは、まちかど広場みたいところで、ミニコンサートをやったりとか、そういう活用を想定しております。最後にですね、安全の向上についてですけれども、今おっしゃられるとおり、事業の主な目的としては、人が集まっていたいて、にぎわいづくりと魅力の向上というところを目的としておりますけれども、先日の社会実験でもですね、キッチンカーを車道の部分に並べて、軒先も利用していただいたりしたんですけれども、そうすると人が並んだり、ちょっと通行に支障が出てしまったというような場合もありました。前回の社会実験では自転車は押してくださいということでお願いをしたんですけれども、本来あそこの駅前の道路というのは、現在は歩行者自転車用道路ということで、自転車も通れるようになっているんですね。そういうところを、例えば、今回空間の再配分といいますか、再整備をすることで、自転車を通る部分を分けることができれば、歩行者の安全性も向上するということで、そういったことも評価の一つとして加えるということで考えて、項目の中に入れてさせていただいております。

(永原委員)

ありがとうございます。ということは、人が集まるにぎわいのある空間の空間を生み出すことと、もう一つはその安全性も両立しながら、ってということっていうふうに考えてよろしいですかね。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

ほかはいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(鳥井委員)

すいません。私もちょっと漠然として、ちょっと言葉になるかどうかわからないんですが、今まで、この都市空間の中の、歩道と自転車の整備というのが明確に出ているんですけど、佐賀県ってやはりあの自転車王国だと思うんですね。今、永原委員がおっしゃったようににぎわいとそれから安全性の確保が保たれたうえでと、そういうふうにおっしゃったと安心はしたんですけど、人を大切にされた道路構造と漠然とした書き方ではなく、佐賀県では自転車王国だと思うので、そこをわざわざ外す必要があるのかなと思いました。あえて評価項目を少なくしなくても、もう少し、羅列してもいいような気がするんです。私は兵庫県宝塚市に住んでまして、とにかく道が狭いんですよ。自転車も結構通るんですね。結構自転車と歩行者の事故をよく目の当たりにするんですね。娘たちが自転車で通って、危険な状況もあつたりするんですね、佐賀県は道路広いし、やっぱここはちゃんと担保されていると思うんですけど、その部分が本当安全なのかどうかっていうところを、評価マニュアルの中に入れて

もいいのか。あえてこう外す必要があるのか、文言として入れてってもいいのではないかなあという気がするんですけど。すいません、街路事業なのでどうなんだろう。

(天本まちづくり課長)

一応想定しましたのは、自転車だけではなくて、段差の解消によるユニバーサルデザイン化ですとか、そういった部分まで含めて考えていたので、歩行者の安全性という、ちょっと、漠然と思われるかもしれませんが、そうした言葉にしていたところでした。

(鳥井委員)

歩行者の安全性はどこに書かれているんですか。人を大切にしたいというところですか。

(天本まちづくり課長)

はい、人を大切にしたい道路構造というところで、評価の指標として事業を実施することにより、歩行者の安全性が向上するということで書いております。自転車も含めですけれども、そういった今申し上げたような、ユニバーサルデザイン化というようにところも含めて書いていたところでございます。

(平尾県土整備部長)

鳥井委員あのちょっとお尋ねです。自転車とかの安全性が、項目の中からなくなってるようなことを言われてるような気がするんですけど、そもそも、ちょっと勘違いでしたら申し訳ございません。今回この場で審議にかけてるのは新しく作るマニュアルでして、もともとの街路事業のマニュアルはそのまま残ってる。ですので、普通の街路整備とか歩道の整備とかやるときには、しっかりと自転車の安全確保とかっていう項目は残ってるんですね。今回は、あくまで、歩道のリニューアル的な部分をやろうとしてる中で、今、課長が言ったように今回の社会実験の中でも、自転車歩行者道っていう、歩道の中を自転車も通れるっていうふうな今、設定がなされてるんで、そのキッチンカーだとかお客さんとかがいろいろこう、テラス席を設けるところを、自転車が走っていくと、非常に危ないんで、だから自転車は排除して、車道に回したり、あとはほかの道路に回ってもらったりってようなことをやろうというようにやってるので。そこは、歩道、自転車の安全確保っていう部分は、別の街路事業のマニュアルで、新たに整備するときはちゃんとそういったことを踏まえてやるということです。

(鳥井委員)

私の勘違いかもしれません。

(平尾県土整備部長)

街路事業そもそものマニュアルもしっかり残っています。まだまだ県内でも街路事業をや

るところがございます。今回のマニュアルはあくまで今話したように、社会実験的にとか、あそこ4車線あるんですね、今駅前のごとだけでそこを1車線ずつ潰して歩道広げようかなというようなことを目標にやっております。一つ例でいくと佐賀駅の北側では、佐賀市が市道の三溝線、サンライズパークまでの道を今整備をするということで駅のほうから北に向かってやっておりますけど、あれが4車線あったのが2車線にしてるんですね。歩道をちょっと広げて、なおかつ自転車通行帯は、車道の中に青のラインを引いてってというようなことも、完全に歩行者と自転車を分離したような形で、自転車の安全性も確保しつつ歩行者の安全性も確保しつつというような事業をしておりますので、そういった事業のときには当然街路事業のこちらのマニュアルに基づいて評価を行っていくような形になります。

(鳥井委員)

私の勘違いかもしれませんが、駅前って確かに広いだけで、ちょっと寂しくて人が歩くっていう感じではないので、もったいないなと思うんです。佐賀駅にお招きしたときに、寂しいよねってよく言われちゃうので、もう少しにぎわいがあるような、はい。

(平尾県土整備部長)

委員おっしゃるとおり本当あの佐賀駅降りられて南側のほうに対して、できるだけ中心部に人を誘導していきたいなど。それと、城内のほうにも人を、佐賀城公園とかもですね、いろいろ公園の整備もやっておりますし、こちらに入ってきてもらいたいというようなことの玄関口として、今、佐賀市も駅の北口も南口の広場も整備をしておりますので、それと関連した事業して我々のほうは実験的に今回ちょっとやってきたというようなところでございます。

(陣内委員)

ちょっといいですか。部長がおっしゃることわからないじゃないんですけど。だけど、例えば、駅のとこね。広げるとか、三溝線やるといったときに、歩行者だけって書く必要がどこにあるのかわかんないですね。例えばこの、魅力あるところにしたって、歩行者が通って自転車が通って車が通るわけですから、全体の安全性を確保しなきゃいけないのに、ここで何であえて歩行者だけこだわるのという気がします。だから例えば三溝線やるときに、どうしたって商業の生徒が自転車でばんばん通るわけですから、そこも含めてやるべきであって、上にあるからこっちはなくていいっていうのはおかしいと。

(天本まちづくり課長)

自転車をないがしろというか、そういうわけではなくてですね。

(陣内委員)

だから、私が言いたいのは、あえてここで、歩行者に限定する必要があるんですかと。もっ

と書き方があるんじゃないですかと。

(天本まちづくり課長)

もう少し具体的にですね、自転車も含めた記載といたしますか、そこは。

(陣内委員)

そうすると歩行者と自転車ということでしょう。要は、車も含めて全部考えないと、まずいので、もう少し書き方があるんじゃないですかって言いたい。鳥井さんの質問は、非常に当たり前の質問だと思うんです。

(横尾県土整備部長)

そうですねもう御意見、御指摘のとおりかと思しますので、ここも歩行者と特定せずに、道路空間、全体の安全性の向上というような趣旨で書けば、歩行者も、自転車も車もというような視点になるかと思しますので、この表記については、少し工夫させていただければというふうに思います。

(伊藤委員長)

細かな、要は文言というレベルではないかもしれませんが一部修正して、次回が1月の御予定ですか。進め方として、ここで大枠は承認するかどうか、再度提案してもよろしいんですけどどちらがよろしいですか。もう1回きちんと、そういった歩行者関係を整理してから、もう1回御提案されますか。なかなか、私のような理系脳ですと、従来のB/Cのようにですね、できるだけ定量化しようというような、考え方があるわけなんです。逆に考えると、こういった人のにぎわいだとか、豊かさだとかですね、景観の美しさ、それを具現化するときにはですね、いや、あまりに定量化して締めつけるといいもの出来ないねってような今までの経験だとか、感覚はあるわけなんです。恐らくですね、陣内委員はこういったいわゆる定量化出来ないような事業投資の御経験がもう本当に豊富にあると思えますけど、今んとこどうですか大枠でどのような評価、歩行者云々の話はちょっと、置いときましてですね。なかなか金額に結びつかないような、事業をプロジェクトを起こすときにですね、このような評価軸でいいのかどうかというような、御意見いただければと思うんですが。

(陣内委員)

それに関して、定量的に評価出来ないことは、経営者の立場でいうとなかなか投資しづらいと。ですけど、この提案そのものは、僕は非常にいい提案だと思ってるんですよ。すぐ効果が出なくても、やっぱり将来のためにやるべきことはやるべきだ、いい提案をされたなと思うんですけど。それ以上のことはないですね。

(伊藤委員長)

プロの目からしても大枠は結構だということなんで、どういたしましょうか。文言は一部修正という形で、今回の委員会で一応附帯決議という形でやらせていただけますか。

(陣内委員)

いろいろ申し上げましたけど、次回御審議までお持ちいただく必要はないです。私からはこれで終わります。

(伊藤委員長)

皆様からいろんな意見出ました。安全性のこととか歩行者の件でましたので、事務局のほうで、もうちょっと、そこら辺を整理していただいて修正するということなんですけど、フレームですね、御提案いただいた大枠で、諮問事項については御承認いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。

(平尾県土整備部長)

ありがとうございます。いずれにしてもですね、今、陣内委員のほうからも言われましたように、何らかの整備をすることによって道路上の安全性が、やはり向上するというのがまずは我々目指すところなんです。そういったところの視点をですね、しっかりと確保しながらいろいろ考えていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

(伊藤委員長)

それでは、次の諮問事項をお願いいたします。

(塚原県土企画課長)

事務局の県土企画課塚原でございます。令和3年度公共事業再評価につきましては、本来であれば、第3回委員会で諮問予定しておりますけれども、国補正予算の関係から、今回3件につきましては、この委員会において御審議をお願いしたいと思っております。内容については、担当課より御説明いたします。

(満石河川砂防課長)

資料は2の1の5ページをごらんください。一級河川、松浦川水系、町田川総合流域防災事業の事業再評価について御説明いたします。本事業は、前回再評価時点から、工期の延長、及び事業費の増額のための再評価となります。5ページ下のほう位置図です。町田川は唐津市の市街部を流れる1級河川です。改修区間は、松浦川との合流点から上流へ、3000メートルの区間、それから、支川の山口川については、町田川との合流点から上流へ1170メートルの区間、合わせて4170メートルが改修区間となります。6ページをお願いします。

事業目的です。町田川では、平成2年7月洪水により、家屋が430戸浸水する大きな被害が発生しております。このため、流路是正や、狭窄部の解消などにより、治水安全度を向上し、町田川沿川地域の浸水被害の軽減を図ることを目的として、河川改修を行っております。これは平成10年5月豪雨の際の、町田川の様子です。この付近は、当時、堤防かさ上げが未整備であったことから、河川からの溢水が発生しております。資料7ページをお願いします。これは、令和元年8月豪雨の際の町田川の様子です。ある程度、河川の整備が進みまして、流下断面が確保されたということで、被害の大きかった平成2年7月豪雨と同規模程度の雨が降っておりますけれども、河川から溢水するなどの被害は発生しておりません。本事業の、前回再評価時点からの変更点について御説明いたします。全体事業費は、前回から3億8000万円増額し、98億8000万円となります。事業期間は3年間延長し、令和8年度までを予定しております。改修延長や計画流量、計画治水安全度は変更ございません。また、事業内容も変更ございません。費用対効果は、令和2年度末時点で、11.3から15.5に増加しております。次に、事業の進捗状況です。用地買収は全て完了しております。予算ベースの進捗率は、今年度で95.7%となっております。資料8ページをお願いします。前回再評価時からの変更理由です。まず、事業費の増額理由です。4点ございます。埋蔵文化財、これは唐津城下町跡の石垣にもなっておりますけれども、これが確認されたことによりまして、文化財調査費の増加と、それに起因します工事費の増加、2点目、河床の洗掘部における根固め対策工の増加、3点目、河道掘削の工法につきまして、河道内に仮設道路を設けて、掘削する方法に変更したことに伴います工事費の増加。最後4点目です。現在良好な生態、環境が形成されている箇所におきまして、水生生物の生態系に配慮し、減勢捨石工や緩傾斜落差工を追加したことに伴います工事費の増加、これらの理由によりまして、事業費で3億8000万円増額しております。

次に、事業期間の延長理由です。文化財の現地調査が必要となったことに伴います、工期の延長、それから、工法変更の検討期間や、追加した工事の施工期間が、増となりましたことによりまして、延長となっております。これらの理由により事業期間を3年間、延長することとしております。事業の進捗状況です。令和2年度までに、松浦川合流点から、勇駒橋、中流付近に黒で塗っておりますけれども、約1500メートルの区間が完了しております。それから、支川山口川につきましては全区間完了しております。あわせて改修区間全体で4170メートルのうち、2670メートルが完了しているところです。今後、勇駒橋上流より、改修を進めていくこととしております。資料9ページをお願いします。完了区間の状況です。こちらは新興大橋上流の改修前後の写真をつけております。河道掘削を行いまして、流下断面を確保しております。それから、河床洗掘が見られた箇所につきましては、右下のほうに、図面を付けておりますけれども、乱杭捨石工法によりまして、護岸の根固めを実施しております。

事業をめぐる、社会情勢等の変化です。流域内では、宅地や事業所が増加しておりまして、河川改修の重要性は変わらず高い状況となっております。資料10ページをお願いします。

費用対効果の要因の変化です。今回費用対効果は、11.3 から 15.5 に増加しております。主な理由としましては、前回評価時点と比較しまして、家屋数が増加したことや、それから、マニュアルの改定によります被害率の上昇によりまして、総便益Bが増大したことによるものです。変更後の総費用は、約 277 億円、総便益は、約 4317 億円となりまして、費用対効果は 15.5 となります。コスト縮減につきましては、建設副産物の有効利用や、再生材の積極的な使用に取り組んでおります。代替案については特にございません。11 ページをお願いします。

本事業の対応方針です。B/C1.0 以上が確保されていること。また、用地買収が完了しております。今後も円滑な事業執行が可能であること。さらに、地元住民から、早期完成を望まれており、流域内では、宅地や事業所が増加するなど、事業の必要性は依然として高いこと、以上のことから事業を継続することとしたいと考えております。以上で町田川総合流域防災事業の再評価結果の説明を終わります。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。ただいまの御説明について何か御質問ありましたらお願いいたします。皆さん考えていただいている間にちょっと私のほうから、本件とちょっと関係ないんですけども、教えていただきたいことがあってですね。この委員会でよく出てくるのは、どこかの河川が洪水になったから、新しく堤防強化したりですね、色々な対応、提案されたり報告されたりというのが多いんですが、今までに、被害がなかった、洪水とか被害がなかった河川でも、戦略的に考えてですね、もしこの河川があるところで決壊したら、ものすごい被害が出るよということで、事前に、いわゆる予防的にですね、対応されてるような計画というのは、県では、こういったところがあるんでしょうか。

(満石河川砂防課長)

そういったところはですね大体、過去、やはり浸水被害等起きてまして、何も被害が発生しなくてですね、河川の整備を行っているようなところは、私記憶はしてないです。

(伊藤委員長)

いずれにしても事後的な対応がメインだということですね。ただ、住宅密集エリアが大分、世の中変わってきたり、昨今の、いわゆる局所的な豪雨、ゲリラ豪雨など時代が変わってきてますんで、今まで 1 回も被害がなかったところでも、これからある可能性は結構高まっていますよ。そんな、いわゆるハザードマップ的なですね国交省とさんざんされてるような、県管理河川をお持ちだと思うんですけども、それを見ながら、初期投資するようなポジションも、この時代考えとくべきじゃないかなと私は思っております。

(満石河川砂防課長)

ハード整備はやってないのかもしれないんですけど、例えば、水位計とかですね、ソフト対策になりますけど、そういったこと等はやって補っているような形です。

(伊藤委員長)

なるほど、ソフトも大事ですけど、人命を守るためにはですね、根本的に被害を出さないためのハードももちろん非常に大事ですのでまた両輪でお考えください。はい。すみません。どうぞ、何かありましたら。よろしいでしょうか。はい。ではこの諮問事項について御了承いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。次、続けてやられますか。はい、お願いいたします。

(満石河川砂防課長)

資料 15 ページになります。矢筈地区地すべり対策事業の事業再評価の結果について御説明いたします。前回の再評価時点より、工期の延長及び事業費の増額のため、説明をいたします。

位置図です。矢筈地区は、県西部、矢筈ダムの、ちょっと北のほうにあります。武雄市、西川登町の神六に位置しております。資料 16 ページをお願いします。事業目的です。本事業は、矢筈地区の地すべり被害を軽減することを目的として、地すべり対策を行っております。現在までに、地下水排除工、抑止工、井桁擁壁工、水路工の整備を行っております。矢筈地区の概要です。赤で囲んでいる区域が地すべりの防止区域になります。この中に、保全対象として、人家が 52 戸、それから、地域の避難所となっております矢筈コミュニティーセンター、それと、避難路となっております市道矢筈線がございます。資料 17 ページです。

矢筈地区は、昭和 40 年から地すべり対策事業を行っております。平成 16 年の台風の被害を受けて、平成 19 年度に事業を再開し、令和 2 年度に概成したところです。今回、令和 3 年 8 月豪雨によりまして、新たに地すべりの兆候が見られたため、地すべり対策事業を行うことにより、人家、公共施設等の保全を図る必要があります、令和 8 年度の完了を目標としております。事業の進捗状況です。現在まで、進捗状況、進捗率としましては、48.1%となっております。前回の再評価時と比べまして、対策ブロックが、5 か所から 6 か所、1 か所増加しております。全体事業費は 2 億円から 3 億 8500 万円となっております。対策内容としましては、地下水排除工及び、抑止杭工となっております、費用対効果は、前回の 1.48 から 1.14 へ減少しております。また、左のほう注釈に書いておりますけれども、平成 29 年、前回の再評価時点から、観測の結果によりまして、抑止工 1 か所が、対策が不要となったため箇所数では 1 か所減となっております。資料 18 ページをお願いします。

変更理由です。令和 3 年 8 月豪雨により、図面上で赤線で囲っています。II-D ブロック、というところで新たな地すべりの兆候が見られました。このため、その対策を行うための工期の延長及び、事業費の増額となっております。また、図面上の大きい方、黒い線で囲んで

る部分の中に、点線で5つブロックを書いておりますけれども、これは、平成19年に再開した後概成したブロックとなっているところです。

事業をめぐる、社会情勢等の変化です。近年の気候変動に伴いまして、全国的に災害が、頻発化、激甚化している状況であること、それから、保全対象区域の、家屋や地域避難所、避難路は、前回の再評価時点と変わらないこと、こうしたことから、地すべり対策の重要性も変わらず高いと考えております。資料は19ページです。

費用対効果の要因の変化についてです。今回費用対効果は1.48から1.14に減少しております。要因としては、前回の再評価時点から見ますと事業費が増加したことによるものです。変更後の総費用は約39億円。総便益は約44億4000万円となっております。費用対効果は1.14となります。コスト縮減や代替案については特にございませませんが、詳細設計及び発注時点で、経済的な対策工法を選定することとしております。最後に、本事業の対応方針です。この地すべり対策事業は、土砂災害等から人命財産を守るために今行う事業であること。それから、B/C1.0以上が確保されていること。それと用地買収が完了しておりまして、地元からは、継続的な要望が出されており、今後の円滑な事業執行が可能であること。こうしたことから事業を継続することとしたいと考えております。以上で、矢筈地区地すべり対策事業の再評価結果の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。今御説明ありましたけれども、地域の避難所が、かなり今回の地すべりが起こったところに近いということなんですね。これ、御説明あったように、令和8年竣工というか、完了という事業ですので、これ、避難所に皆さん集まったときに地すべり起こったら大変なことにまたなりますので、この令和8年までかなり期間がありますから、避難所を一旦、下流側の何か谷筋から外したようなどっかに移すとかそういう対応は考えられていますか。

(満石河川砂防課長)

地域避難所自体は、近くにはあるんですけども、今回追加するブロックの中ではないので、これまでどおりの対応をすることで、武雄市さんとも話をしています。

(伊藤委員長)

要は、避難場が地すべりの被害を受ける可能性は結構低い。はい、そうですか。そこに向かってアクセスの道も、多分大丈夫ですか。わかりました。

(満石河川砂防課長)

大雨等降った際も、ずっと観測をやっていますので、もし危ない場合は、委員長が言われたようにどこかに、場所を変えるとか、そういうこともあるかもしれません。今のところは大丈夫

夫です。

(伊藤委員長)

はい、わかりました。はい、では、委員の皆様お願いいたします。ではよろしいですか。御意見なければ、はい、この、諮問事項も、原案どおり御承認いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。

(塚原県土企画課長)

はい。それでは河川砂防課に引き続きまして道路課の再評価案件 1 件について御説明いたします。よろしくお願いいたします。

(片淵道路課長)

私からは、主要地方道鳥栖朝倉線の再評価の結果について御説明させていただきます。皆様方御手元の資料で申し上げますと資料 2 の 2 の 5 ページからになります。お願いいたします。スライドに同じものを出させていただきながら説明させていただきます。最初に今回評価を行いました箇所についての御説明でございます。鳥栖朝倉線でございますが、上の中央のほうに、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、九州縦貫自動車道がございます。鳥栖インター、鳥栖ジャンクションから南へ約 3km あたりのところに、仮称でございますが味坂スマートインターチェンジと申しまして、E T C カード専用のインターチェンジの計画がございます。この、スマートインターチェンジへのアクセス道路といたしまして、国道 3 号側から福岡県の県道にまたがりますが、全体 1.6km のアクセス道路の整備をしております。全体 1.6km のうち、佐賀県側の約 1km につきまして、県で整備を進めている事業でございます。スマートインターチェンジそのものにつきましては、N E X C O 西日本で整備をいただいているという事業でございます。次のページをお願いいたします。

この事業の目的でございます。大きく二つございます。高速道路へのアクセスの向上、それから交通混雑の緩和ということと、物流の効率化、企業誘致の促進ということを目的に事業を進めているというような事業でございます。次のページをお願いいたします。先ほど申し上げました一つ目の目的について少し詳しく示した図面になります。この事業の大きな効果といたしまして、当然スマートインターチェンジを整備することになりますので、高速道路インターへの経路の選択肢が増えてくると。いうことになろうかと思っております。鳥栖ジャンクションと久留米インターの間に新しいスマートインターチェンジを整備することになります。高速道路、インターチェンジなどへの、経路の選択肢が増えるということになります。従来であれば、国道 3 号を経由いたしまして、鳥栖インター、あるいは、久留米インターから高速道路を利用されていた方が、その中間にできます新しいスマートインターチェンジを利用できるようになるということになりますことから、高速道路利用者の県道の交通の分散が図られるということで、現道の交通混雑の緩和が期待できる

というふうに考えているところでございます。スマートインターチェンジや高速道路のインターチェンジ、今までより所要時間が短縮されるということで、そういった方の交通の利便性の向上も期待できるというふうに考えており、次のページをお願いいたします。大きな効果の2点目でございます。物流の効率化でございます。味坂スマートインターを設置いたします鳥栖周辺でございますが、御承知のとおり産業拠点が集積している地域となっております。例えば鳥栖の商工団地から、鳥栖のインターまで、従前であれば、6分ほどかかっていたものが、新しいスマートインターチェンジを経由すれば、2分程度となりますことから、高速道路への到達時間短縮が期待できるというふうに考えております。こういったことでさらに、鳥栖市東部地域の企業の誘致が進むというようなことを期待しているところでございます。

次のページをお願いいたします。事業の概要になります。今回、計画しています事業でございますが、当初、約36億円と見込んでおりました事業費が、今回61億円と見直しを行っているものでございます。インターチェンジそのものにつきましてはNEXCOで整備をしていただいておりますが、福岡県側につきましては福岡県ということで、佐賀県、福岡県、一体となって整備を進めている状況でございます。工期につきましては、当初の目標であります令和5年度を変えずに進めていきたいというふうに考えております。事業の進捗状況でございますが、令和2年度までで事業費ベースで約23%の進捗でございます。用地につきましては、令和3年度に全ての契約が得られたところでございます。進捗率100%になる見込みでございます。次のページをお願いいたします。

事業費増の理由でございます。大きく二つございますが、まず1点目でございます。地質調査の結果に伴います軟弱地盤対策工法の変更でございます。事業後に詳細な地質調査を行いました結果、軟弱地盤が当初見込んでおりました以上に厚いものであったということが判明いたしまして、軟弱地盤対策の深さや工法の変更を行いましたことで、軟弱地盤対策にかかる費用が増加となっております。次のページをお願いいたします。大きな理由の二点目でございます。橋梁の設計の実施に伴います、橋梁工事に関する事業費の増加でございます。これにつきましても事業化後に、橋梁設置箇所におきまして、詳細な地質調査を実施したところでございますが、想定より支持層がかなり深いということが判明いたしまして、基礎工であります杭の長さや本数、それから杭の大きさなどが変わっております。県内区間で四つの橋梁を予定しておりますが、こういったことで橋梁の工事費が増えたものでございます。杭の形式以外につきましても、詳細な設計を行い、また管理者との協議などによりまして、橋の長さが延びたりですとか、橋の架設方法が変更になったというようなことも、変更の要因となっているところでございます。次のページをお願いいたします。

現在の事業の進捗状況についての図面になっております。赤で着色しております区間が今年度、事業を行っている箇所、黄色が、次年度以降に予定している箇所でございます。これまでに地盤改良、道路改良工事を進めておりまして、令和3年度以降、途中、大木川、山下川、蓮原川、秋光川、それと、高速道路もございまして、こういった箇所を横断する橋梁の

工事を進めているところでございます。次のページをお願いいたします。現在の現場の実施状況でございます。盛土工事などを進めている様子をごらんいただけるかと思っております。次のページをお願いいたします。

計画についての横断図でございます。新しい道路ということでございますが、両側に歩道を設けた新しい道路を整備しているところでございます。次のページをお願いいたします。

社会経済情勢の変化でございます。令和2年3月に鳥栖市におきまして、都市計画マスタープランを策定されておりますが、今回事業を行っております味坂スマートインターチェンジ周辺につきましては、工業流通業務団地という位置づけをされておきまして、こういった私どもの事業にあわせて鳥栖市のほうでも、新たな土地利用について検討を進めていただいているところでございます。次のページをお願いいたします。

費用対効果の状況でございます。費用対効果につきましては、福岡県で行っております区間も含めまして全体で算出をしております。事業費が増加しておりますが、B/Cは減少しておりますが、1.0を上回る結果が算出できております。次のページをお願いいたします。

コスト縮減等の状況でございます。コスト縮減につきましては、他工事で発生した残土の流用などを行っております。今回の現場におきましても、朝倉市で行われております災害関連事業で発生いたしました建設発生土の流用などを行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。対応方針でございます。B/C1.0以上確保をされておるなど、必要性が高いものだというふうに考えております。

事業の進捗も用地が完了するなど、順調に進んでおります。地元におきましても、期成会などを設置いただいておりますし、しっかり支援をしていただいております。非常に期待の大きい事業だというふうに考えております。引き続き事業を継続していきたいと考えております。すみません。駆け足ですが説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。ただいまの御説明に関して、御意見や御質問ありましたらお願いいたします。皆さんお考えいただいている間に、私のほうから一つですね、鳥栖の工業団地っていうのは、県内でも有数の内陸倉庫ですよ。新聞社も2社ぐらいありましたっけね。ほかにも物流関係の、非常に1番、県内でも活発なところですよ。スライド4そうですね今ちょうど出ている。すぐ上にもあれですか、何かグリーンロジスティクスパーク鳥栖、これも稼働しているんですか。そうですね。新聞配達も含めて1分1秒を争うような世界ですもんね、ここのインターができると大分楽になる。鳥栖ジャンクションとか鳥栖インターって結構混んでいて、なかなか行きづらいところがあるかといって南の久留米ももっと大変ですもんね。この間に1個できるとそういった、業界の方も本当に喜ばれるかもしれません。渋滞も緩和される。ほとんど大型ですもんね。それが減るってことですよ。はい。わかりました。何か委員の方、お願いいたしますはい。

(鳥井委員)

反対する理由は全くないんですけど、ちょっと事業費がすごく、やはりこういう理由をお聞きすると軟弱地盤ですとか、橋梁の計画を見直すとか、何でこんなにかかっちゃうものなんですか。やはり厳しい状況のこんなに倍近い額がかかってしまうのかと。今後の発展のことを考えると決して反対はできないものなんです。

(片淵道路課長)

私どももですね、反省すべきところはしっかり反省しないといけないなと思っております。今回、事業化前にこの詳細な調査を、現地の調査を行わずにですね、近傍のデータを活用して事業費を見込んでおりました。先ほどちょっと先生のほうからもお話がありましたが、北のほうに、グリーンロジスティクスパーク鳥栖といった流通業務団地、これは県で整備をしております、このときのデータを参考にしながらですね、これぐらいかなというふうに見込んでいたわけですけども実際現場に入りますと、かなりその軟弱な層が厚かったりだとか、軟弱な層に支持にできるかなという砂の層があったんですけども、そこがちょっと薄くて、さらにその杭についても深く、打ち込まないといけないというようなこと等が判明しまして、もうちょっとですね、しっかりたくさん情報を集めながら、設定すればこういうふうな、こんなになっていうふうに言われずにですね、済んだかなというふうに思っておりますので、反省すべきところは反省しながらですね今後やっていかないと。

(鳥井委員)

金額を目の当たりにすると、10億円ぐらいちょっとこうね、何分の一かが増えたとかただったら。これだけ増えてしまうと、信頼性とかどうかと思います。あえて言わせて頂きます。

(伊藤委員長)

鳥井委員の言葉は私を含めた土木関係者全てにおしかりだと思ふ。本当にごもっともですけど、ほぼ倍近く増えていますもんね。一体どんな見積りだったんだていうような感じ、家建てると思ったら、2000万円の家があつという間に4000万円になってたみたいな感じになりますもんでそれも当然です。ただですね、少しだけ弁明させていただきますと、ボーリング調査っていうのはですね地下のこういった、下がやわらかいとか調べていくんですけどそれがなかなか、地層っていうのはもう中でぐちゃぐちゃになってよく当たらないことが多いんですよ。例えば、2008年、矢部川大橋っていうのは、有明海沿岸道路の一部でつくったんですけども、いわゆる基礎の設計の場所に、普通ボーリング打つんですけど、ちょっとだけずれて5mぐらい外れたところのボーリングデータをもとに設計したら、もう設計よりずるずるって下がってですね、2倍ぐらい下がりますよね、10cmが20cmぐらいになりましたっけね。で、工事ストップしちゃう。1年ぐらい止まって委員会立ててどうしますよっていうような、いわゆるボーリング調査っていうのは昔からやっているんですけども、なかなかうまく当たらないっていうのが見えないところなんです。

(鳥井委員)

今みたいな理由に意見を言うのは申し訳ないと思うのですが、税金を使っているので厳しい目線が行くと思う。理由を聞けば納得するが、その辺は資料に書けないものなんじゃないか。

(片渕道路課長)

例えば 6 ページのスライド左のほうに事業化後詳細な地質調査を実施した結果、厚く堆積してあったためということで今申し上げたこと、すみません文字では書いてるつもりだったんですけど

(鳥井委員)

反対する気持ちは一切ございません。

(伊藤委員長)

土木関係者一同、正直、研鑽いたします。では、この案件どうでしょうか、御承認いただきます。はい、ありがとうございます。諮問事項は以上でございまして、報告事項のほうに移りたいと思います。

(塚原県土企画課長)

はい、それは県土企画課から御説明申し上げます。資料 3 をお願いいたします。新規評価実施箇所数一覧について御説明申し上げます。今回、新規評価を行った箇所数につきましては、1 ページ目が整備系事業、裏面、2 ページ目が維持系事業の箇所数でございます。

どちらの資料も各課の事業ごとに、左から右に検討箇所数、現地機関における評価箇所数、事業担当課における評価箇所数、部における評価箇所数を記載しております。まず、検討箇所数ですが、これは地元から要望のあった件数になります。次に現地機関、事業担当課分、評価箇所数ですが、それぞれ各現地機関、担当事業課、部は地域交流部、農林水産部、県土整備部における評価箇所数になります。事業ごとの評価マニュアルに基づきまして、評価項目の位置づけ、それから、必要性効果、それと事業の実施環境、三つの項目につきまして、BBB 以上の評価がなされた箇所数となります。1 ページにお戻りください。下から 2 行目の合計の欄でございますが、整備系では、全体として地元から 138 箇所の要望がっております。各土木事務所などの現地機関でマニュアルに沿って評価した結果、BBB 以上の評価となったものが 49 箇所、そのうち 44 箇所につきましては事業担当課、各部におきまして BBB 以上の評価となりましたので、新規事業として予算化する候補としております。これら 44 か所の課別事業別の箇所数及び事業費ごとの内訳は、右側のほうをごらんいただきたいと思っております。それぞれの評価内容につきましては、資料 5 に課ごとに添付しております。また、検討箇所数が 138 か所に対しまして、BBB 以上の評価を行った事業化候補が、

合計 44 か所ですので、差引き 94 か所につきましては、評価項目のほうで、いずれかに C があったということになります。C 評価となった箇所につきましても、C 評価一覧表を末尾に添付しておりますので、御確認をお願いいたします。次に 2 ページですが、維持系につきましては、現地機関、事業担当課、部で 23 か所を評価いたしまして、23 箇所全てが、新規事業化に値するという評価となっております。それぞれの事業箇所の評価結果につきましては資料 6 に評価調書を記載しております。今年度の新規評価の概要につきましては以上でございます。この後、新規評価を行いました整備系の 44 か所の中から、資料 4 に沿いまして、代表事例 4 か所を個別に説明させていただきます。

(伊藤委員長)

まず 1 点。これで御意見伺いましょうか。はい。個別の御説明の前にですね今、御説明いただきました新規評価箇所ですね、整備系が前で、裏が維持系ですね。はい。箇所数は、例年並みと考えると、特に、次年度、特徴的なことがあったら補足して、御説明いただければと思うんですが、例年並みなら結構です。

(塚原県土整備課長)

整備系に関しましては、例年並みということで考えております。維持系に関しては、例年より若干ちょっと少なめになってるのかなという形になっております。

(伊藤委員長)

なかなか数字だけ。覚えられないんで、どう変化しているのかなと思いながらですね、いつも見てるんです。

(塚原県土企画課長)

公共事業に関する予算額につきましては、例年 400 億程度を確保しておりますのでその中で、やりくりってということになろうかと思えます。

(伊藤委員長)

いわゆる、どっかに力を入れたよとか、だんだん重点配分がこっちのほうに移ってるよっていうような、方向性というか傾向がですね、分ればいいんですけども、例年並みなら従来どおりってことですね。委員の方々、この二つの表に関して御意見ございましたら、よろしいですか。はい。では、個別の御説明に移っていただいて、はい。4 箇所ですね。

(江口農地整備課長)

それでは農地整備課の江口でございますどうぞよろしくをお願いいたします。資料 4 のですね 1 ページをお願いいたします。農地中間管理機構関連農地整備事業ということで鹿島市

の音成・嘉瀬の浦地区ってということについて説明をさせていただきます。今年度第 1 回の委員会で評価マニュアルを御承認いただきましたのでそれに沿った形で評価をしております。この事業につきましては、県内で初めての事業になりますので、少し事業の中身を、特徴的な部分をですね、説明をさせていただければと思います。

資料のですね、5 の 2 というのが紙でお配りを、御手元いただいているかと思いますが、ちょっと見ていただければと。ありますでしょうか。

すいません、スライド表示は出来てませんが、農地中間管理機構関連農地整備事業ということで 3 ページのところに、事業の目的をお示ししています。この事業は、俗に農地バンクっていう、お聞きになられたことがあるかと思いますが、農地の貸借を農家の方とやるときに一時的に農地を保有するというような組織でございまして、農水省で平成 26 年に制度化されたものでございます。で、その組織、いわゆる農地バンクを活用して基盤の整備もやっていこうというのが、この機構関連農地整備事業でございまして、目的としたところに書いてますように農家の高齢化とか後継者不足によりましてですね、農地のもう農業をやれないということで農地の出し手が増加するというふうなことが見込まれる中で、農地を基盤整備されていない農地を出されても、なかなか借手がないというふうな状況もありまして、そういうふうなところを機構を介して、整備も行いつつ、そういうふうな課題を解決していこうというような目的でですね、こういうふうな制度が仕込まれてございます。次の 4 ページをごらんいただきたいんですが、農地整備の方法例につきましては、区画整理といういうことで、急峻な農地を長方形とか、そういった形状のきれいな形に、整備をしていくというふうなことに加えまして、下のほうに書いてますように、分散している農地を、今 A B C D とかっていうことで、ちょっとぐちゃぐちゃになってるんですが、そういったものを整備後にきちっと配置しまして、集積、集約を行うと。集積っていいものは人に集めていく例えば A の方にずっと白いところを集めていくとかですね、そういうふうなことなんですけど、集約っていうのは、C の人たちをこうまとまった団地にしていくっていうようなことで、非常に今後の作業効率も一緒に、求めて整備をしていくというふうな事業の内容でございまして。資料の 4 に戻っていただきたいんですがこういうふうな事業を先に承認いただきましたマニュアルに基づいて評価をいたしましたというふうなことで、その内容についてですが、この地区に、音成・嘉瀬の浦地区につきましては、昭和 38 年から 56 年にかけて、国営事業でですね、当時開墾とか、畑地を開いていったというふうなことで整備をいたしております。

で、県内有数のミカン産地、いわゆる多良岳というところがございますので、ミカン産地でするので、一生懸命やられたんですが、なかなか先ほど言いましたように農家の高齢化とかそういうふうな状況で、非常に耕作放棄地が増えてきているというふうな状況にございまして。

こうした中、県としても園芸の作付をしっかりと進めていきたいというふうなことで今打ち出しておりますので、それに沿った形でですね、こういう区画整理をやっていくというふう

うなことで進めておるところでございます。2ページをお願いいたします。そこにつけてます事業概要ですがピンクでですねお示しているところ、嘉瀬の浦工区と音成工区、それから、音成工区1.2にですね、このところを整備するようにしております。

3ページをお願いいたします。現地の状況ですが、先ほど来申し上げます農家の高齢化とかそういったものが、地区の現状としてございまして、こうした課題を解決いたしますために、今回、上のほうに示してますような、集積とか集約をやってですね、集約であれば1.8倍に集約をしていく、それから農業産出額ですと、3.2倍に産出額を上げるとか、そういうふうな計画で課題解決を図っていこうというふうなことでございます。マニュアルの評価につきましては位置づけとですね、必要性効果、それから実施環境この大きく三つで評価をいたしております。ここに示してますように、位置づけに関しては、は、全てが該当しているますので、Aという評価をいたしております。それから次、必要性効果のところですが、一つちょっとマイナスのところは他の公共事業との連携が、近傍でないというふうなことで、あれしてませんが、80点以上という80ポイント以上ということ、それから、もう1か所、はい、3番目の実施環境のところだと、ここについても、評価点全てポイントが取れてますのでということで、1番下のと、位置づけ必要性効果、実施環境いずれもAということで総合評価I、優先的に事業を実施ということで整理をいたしております。説明については以上でございます。

(伊藤委員長)

はい。ただいまの御報告について何か御意見やですね、コメントがあれば、お願いいたします。

(陣内委員)

すいませんお聞きしますけど。鹿島市が負担について了解を得ているということなんですけど、この負担割合と、決められたものがあるんですか。

(江口農地整備課長)

負担割合についてはですね、国がガイドラインということを示しております。で、最終的にはちょっとそういうふうなことも参考にしながら、県と市町の負担割合を決めていくことになります。今回説明の中では触れていなかったんですが、この機構関連農地整備事業っていうのは、どうしてもやっぱりその受け手と出し手の関係性を相互に補完し合うような制度になってございますので、基盤整備をしたいけど負担がかかるとか、負担がかかるなら基盤整備をしないとかみたいな、そういうふうな、っていうか、感情があらわれる方もいらっしゃるんで、農家負担のところですね、国が肩代わりすると。いうふうな制度になってございまして、農家の負担はなし。ですから国と県と市町での負担構成になっています。

(伊藤委員長)

ご専門の立場から田中委員とか何かあればどうぞ

(田中委員)

オレンジロードがあるじゃないですか、ミカンの生産者が減って、もう今ではオレンジロードと言わないとか、いうところもありますよね。なかなかですねこの農家負担が、もう何にしてもですね厳しい状況なので、田んぼにしてもですね、預かるとかしていくときに、基盤とかちゃんとしていただけたら、預かりやすいのかなあと生産しやすいのかなって思うところもあります。田んぼとかも本当にもうトラクターとかではどう行けても、やっぱ、コンバインのようなですね、どうしても、距離があつたら、移動させるのに車を運んでもらったりとかするところもあるので、近くに集積していただけたりとか、集約していただけたりとかして預かせてもらったらですね、小面積とかも、規模拡大とかがしやすく、なっていくのではないかなと思います。本当に、田んぼも真四角のものばかりじゃなくなつてですねうちら辺もちゃんと出来てないので、もうすごい形が三角形だつたりとかするところがあるので、細長かつたり、真四角だつたり、仕事のには、とてもはかどるなあっていうのを、今、以上です。

(伊藤委員長)

これを1回地権者から買い取って再整備するってこと。

(江口農地整備課長)

買い取るというか、借り受ける借り受ける、ですからバンクですのでそこで一旦こう一時保有をするわけです。借受けて、そこで農業をやりたいという担い手が、その地域の中でいらっしゃれば、その方にまとめて、受け手側に農地を今度貸し出すみたいなことを農地バンクを介してやるというふうなことになります。そのときにさっきおっしゃられたように三角の農地とかつていうふうなことがあると、非常にやりづらいんで基盤整備もそこでセットでやりましょうみたいなそういうふうな制度

(伊藤委員長)

エリアで1か所も、いわゆる貸さないよつていう人が出てくる可能性はないわけですから、今回の計画地なんかは、もちろん全部同意とられて

(江口農地整備課長)

そうですね、もちろんそういうふうなことになるとお思いますので、そこはその地域の方々がこういうふうにやりたいつていうふうなところの合意が得られたところでないとなかなか出来にくいと思います。今回の事業は、私どもがちょっと今やってるその土地改良関係の事業というのは基本的には申請の手続を踏んでやるんですが、これは県の発意でやるという

ことになりますそれは農地バンクからの、申入れを受けてですね、県が発意してやるっていうふうなことになるんですが、手続はそうなんですが、事実上はですねやはり地域の合意が、やはりそこが前提になるかというふうに考えています。

(伊藤委員長)

これからそういった山間部、中山間地以外でも、いわゆる耕作放棄地がたくさん出てくるとこういう事業っていうのは、かなり進めなきゃいけないさそうですね。

(江口農地整備課長)

そうですね。はい。

(伊藤委員長) ほかに何かございます。よろしいですか。はい、ではありがとうございました。どうぞ御準備出来ましたら

(吉良森林整備課長)

資料4の治山事業でございます。資料の9ページになりますので、よろしくお願いたします。まず事業の概要でございますけれども事業の地区はですね、唐津市の萩平地区となっております。事業期間は令和4年度から7年度まででございます。総事業費2億1500万円となっております。事業の目的でございますけれども、治山事業につきましては、山ですね、谷部の溪岸とか溪床、そちらが侵食したところについて溪間工治山ダム等を設置いたしまして、災害の未然防止を図るものでございます。次お願いします。10ページをお願いします。事業の位置図でございますが、場所は、唐津市の相知町の市民センター、から東のほうに、3.5キロといったところでございまして、赤丸でしているところが、萩平地区でございます。その上のほうに伊岐佐ダムがございますので、伊岐佐ダムの南のところでございます。10ページの下のほうでございますけれども、現地の被災状況、復旧計画でございます。

ここに写真がございますように、谷部の溪岸の浸食がございまして、流木がですね堆積しておりますり、土石が堆積しているという状況でございまして、こちらがさらに今後の豪雨等によりまして、土石流が発生する恐れがございますので、溪間工、治山ダムを設置するものでございます。

こちらの地点でも設置につきましては、10ページの下のほうの赤の三角で、①から④とございますけれども、治山ダム4個を設置する計画でございます。

こちらの黄色の部分が、土石流が想定される部分になりますけれども、保全対象といたしましては、この黄色の中に、人家が17戸、それから、県道328号線が通っております。

こちらが保全対象ということになります。11ページをお願いします。新規マニュアル評価に基づく評価でございますけれども、先ほどの農地の評価と同じように、位置づけ、必要性

効果、実施環境ということで評価をさせていただいております。まず位置づけにつきましては、施策に対する方針、あるいは、山地災害発生等の危険度、防災点検という三つの視点から、評価を行ってございまして、評価結果といたしましては、100ポイント中の80点ということで、A評価となっております。11ページの下のほうにございますけれども、(2)の必要性効果でございます。こちらにつきましては、まず費用対効果、B/Cでございますけれども、3.07ということで、2.0を超えてございます。それから、次のページお願いします。12ページの上のほうでございますけれども、災害の発生履歴としてはございません。それから、危険度の判定といたしましては、溪床勾配が、現状踏まえまして、10から30%ということで、中程度でございます。福祉公共施設等に対しましては、県道がございますので、公共施設があるということになってございます。それで11ページのほうに戻りますけれども、最終的には80ポイント、100ポイント中の80ポイントということで、こちらの必要性効果についても、A評価となっております。次に、12ページに進みますけれども、(3)下のほうの実施環境でございます。こちらにつきましては、周辺住民の要望、合意、それから、市としての取組についても、いずれも、満点ということで、100ポイントということでございます。13ページ、お願いします。最終的には、位置づけ、必要性効果、実施環境とも、A評価でございますので、トリプルAということで、総合評価I、優先的に事業実施ということでさせていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。先ほどの御説明被災履歴はない。はい、よろしいわけですね。写真だと少し何か崩れた。

(吉良森林整備課長)

そうですね、山の、こちらの集落の山のほうに入っていきますと、この写真のように、山中は荒廃しているような状況でございますけれども、そこからまた下流の集落のほうに流れ込んだということはまだございません。

(伊藤委員長)

それで、被災履歴なしということでの判断ですね。はい、わかりました。委員の方々から何かございましたらお願いいたしますはい。

(永原委員)

治山ダムを4個、今度つくられるわけですね、この4個になった根拠はなんですか。

(吉良森林整備課長)

まず少し治山ダムのイメージがわかりづらいかもしれませんので、すいません、先ほどの資料の5の2の次に5の3という資料がございまして、5の3の4ページを、お願いしたいと思います。4ページのほうに、治山事業の主な工法、また右肩に5の3ということで入ってございまして、はい。治山事業の主な工法で山腹工と左のほうに溪間工ございまして、この溪間工が治山ダム、申し訳ございませぬ。はい。治山ダムにつきましては溪間工の山の沢の部分がですね、荒廃してる場合に治山ダムを設置するものでございまして、右のほうに四つ写真がございましてけれども下二つが、治山ダムを設置するときの状況等になります。上から、三つ目が、山から、土石や流木が流れ込んでおりまして、こういう下のほうに、治山ダム、コンクリート製のですね、ダムを入れるものでございまして。なお治山ダムにつきましては、基本的にはダムを設置して、先ほどの写真がございましたけれども山の中の土石や、それから流木が、やはり流れ込まないようにですね、土をためて安定させるという工法でございまして。通常砂防ダム、土木のほうでされる砂防ダムは規模がですね、これより大きくて、土石流を直接待ち受けるタイプのダムになりますけれども、林業のほうのこの治山ダムは、何基も設置をいたしまして、そして土砂をためて、山を安定させていくという工法になってございまして。実際ここは4個を計画をしております、私は先日現地も行ってまいりましたけれども、山の荒廃しているところとですね、谷の状況を見ながら、治山ダムを四つ、設置していくわけですが、特に溪床が荒れているところ、それから、溪岸の荒れている部分、そういったものを見ながらですね、ダムを設置するという計画にしております。急勾配な、例えば勾配が30%現地の勾配があるとするならば、そのダムを4個設置することによりまして、現地では4%ぐらいとかですね4~5%ぐらい落とすようにしていくと。そういうことで、山の土石流が発生しにくいような状況をつくっていくと。そういうふうな方法です。以上でございまして。

(伊藤委員長)

よろしいですかはい。はい。ほか何かございましたら。ないようでしたら次、お願い出来ますか。はい、ありがとうございます。

(片瀬道路課長)

15ページをお願いいたします。最初に事業の概要でございまして。県道名は一般県道の神埼北茂安線、場所が吉野ヶ里町田手、豆田というところになります。事業期間は令和4年度から令和7年間程度の事業期間を見込んでございまして、事業費については、20億8000万円を見込んでございまして。

路線の位置づけでございまして、神崎市とみやき町を結びます、県道でございまして、国道34号を補完する路線だと考えております。県東部地域の東西の軸として連携交流を支える路線でございまして。沿線に現在の県で計画します産業団地が計画されてございまして、現状で歩道もないということから、整備を行って、交通の円滑化、こうした自転車の交通安全

性の向上を図りたいというふうに考えております。次のスライドお願いいたします。

事業の場所でございます。赤で着色しておりますところが、今回の事業を計画している区間でございます。延長約 1.7km ほどございます。北のほうに紫で着色しておりますのが国道の 34 号線でございます。国道 34 号線と並行して走るような形になっております。久留米市のほうから行きますと緑で着色しておりますが豆津橋を渡りまして、途中黄色で着色しております、この町道の区間になりますけどもここを經由して、神埼北茂安線ということになります。黒で着色している部分につきましては、既に整備が終わっているところでございます。東のほうから順次整備を進めてきて今回整備いたしますと国道 385 号に乗り入れることができるというような道路になるところでございます。北のほうに行きますと、東脊振インターにアクセスする道路でございますので、整備することで東西の交流の円滑化が図られるものというふうに考えております。16 ページ下のほうを次のスライドお願いいたします。詳細な箇所になります。赤で着色している区間は今回の事業区間でございます。薄青で丸く囲んでおりますところが、県営の産業団地が計画されているところでございます。規模おおむね 20ha 程度の産業用地を計画しているとございまして、製造業の誘致を目指しているというふうに聞いているところでございます。こういった計画もあることから整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。次のスライドお願いします。現地の状況でございます。現場の歩道がないということで子供たちが、路肩を歩いており、車両は避けるようにして通っているという状況でございます。次のページをお願いいたします。

これからがマニュアルの評価結果でございます。最初に位置づけでございます。位置づけにつきましては、県土整備部の基本方針に位置づけられていること、また、先般のマニュアル改定の際に御相談しておりましたとおり、位置づけを少し変えておりますが、佐賀県将来道路ネットワーク計画に位置づけされた道路であるということ。また、事業区間内には県で行いますプロジェクトがあるということで、位置づけについては 100 分の 80 のポイントというふうに評価しております。次のスライドお願いします。必要性や効果についてでございます。自動車の交通量は、4,000 台を超えるような交通量が現状でございます。こういったこと、それから事故についても確認がされていること。また、道路の構造上の問題といたしまして、歩道がないといったようなことから、道路の基準から外れているということで評価をしております、全体で 100 分の 80 の評価をしているところでございます。次のスライドをお願いいたします。実施環境でございます。地元の状況といたしまして、要望書をいただいております。また、測量についての御了解もいただいております。地元には期成会が設立されておまして、期成会のほうからも御要望いただいているということで、100 分の 90 という評価をしているところでございます。次のスライドをお願いいたします。

位置づけ必要性、効果、実施環境、全て A ということで、総合評価 I、優先的に事業を実施していきたいというふうに考えております。

すみません駆け足ですが、説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。御質問等ございましたらお願いいたします。この現道を使っているわけですね、新規の箇所ってというのは何 m ぐらい。

(片渕道路課長)

全体で 1.7km でございます。

(伊藤委員長)

住宅とかも、あるわけですか。

(片渕道路課長)

わかりづらうございますが②と書いているところからですね、それから、オレンジと赤の点線で分岐するところまでがございしますが、この間あたりには少し住宅等がございします。赤の点線のところは現状、町道になっている区間でございまして、この区間については、両側が農地という状況でございします。

(伊藤委員長)

それで、令和 10 年ですか。予定は。

(片渕道路課長)

令和 10 年度迄に整備していきたいと考えています。

(伊藤委員長)

わかりました。他何かございしますか。ないようでしたら、最後の御報告に移りたいと思います。

(満石河川砂防課長)

河川砂防課です。よろしくお願ひします。資料は 21 ページになります。今回新規箇所として要望しております河川整備交付金事業、総合流域防災事業について御説明いたします。事業概要です。事業地区は、玄海町の市街地を流れる 2 級河川有浦川です。事業期間は令和 4 年度から 19 年度までの 16 年間で予定しております。総事業費は 29 億 3000 万円です。事業の目的です。有浦川は平成 2 年 7 月、平成 22 年 7 月、それから、令和 3 年 8 月と浸水被害が発生しております。河道の流下能力が不足しているため、築堤掘削等の河道拡幅による河川整備を行いまして、浸水被害の軽減を図ることを目的としております。22 ページをごらんください。有浦川周辺の位置図です。河口付近には、玄海みらい学園や唐津青翔高校、国道 204 号があります。それから有浦川は、県道の加倉仮屋港線と並行してございまして、

上流のほうには、玄海町役場のほか、住宅も密集しております。整備延長は、河口の仮屋橋から上流へ2100メートルの区間となります。整備区間内には緑色の文字で表示しておりますけれども四つの橋梁があります。現地の状況、平常時の状況で航空写真と、河川の状況を表示しております。有浦川沿川には、ここに書いておりますけれども、玄海町役場や産業会館、コミュニティセンターや児童館、それから、住宅も密集しているところです。資料は23ページです。これは、大雨のときの現地の状況です。左側が、令和3年8月、今年の8月出水のときの状況です。それから右側の写真が、平成22年7月の出水状況です。度々、浸水被害が発生しているということで今回、浸水被害の軽減を図るものです。

新規マニュアル評価に基づく評価内容です。まず、位置づけです。県土整備部の基本方針に位置づけられていること、河川整備計画に位置づけられていること、浸水被害が2回以上であること、それから、浸水家屋が20戸以上、浸水面積が30ヘクタール以上ということで、全ての項目で満点となっております、100分の100、という評価としております。資料は24ページです。続いて必要性・効果です。費用対効果、B/Cは1.33で、1以上2未満ということで60点満点中50点となります。それから、堤防天端高と背後地盤高の差が1メートル以上であることから、20点中20点、その次の項目、被害想定区域内に福祉または公共施設が4施設がありますので、こちらも3施設以上ということで、20点中20点、合計しますと100点満点中90点となしまして、評価としてはAとなります。

こちらでは先ほどB/Cのお話をしましたがけれども、費用対効果の考え方について少し御説明いたします。総便益Bは、施設完成後50年まで治水施設の整備によりもたらされます浸水被害等の軽減額です。この事業では、総便益は30億5400万円となります。次に、総費用、コストにつきましては、治水施設の整備の費用と、50年間の維持管理に要する費用、合計で、23億300万円となります。費用対効果、B/Cにつきましては、30億5400万円割る23億300万円で1.33となります。資料25ページです。最後に、実施環境です。玄海町から有浦川整備の要望書が提出されております。また、事業に対して協力的で、同意が得られておりますけれども、用地買収の調整についてはこれからですので60点満点中40点となります。次に、河川の愛護団体などの市民参加はございませんが、整備の推進、早期完成に向けた推進協議会が立ち上げられております。整備について熱心な要望活動が行われておりますので、40点満点中30点となります。合わせますと、100点満点中70点となしまして、実施環境の評価についてはBとしております。

以上のことから、AABとなしまして、総合評価としてはIとなり、優先的に事業実施するということで判断しております。以上で説明を終わります。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。最初のお話にも、約16年間、金額的にはそんな多くなくて30億、年間2億ぐらいですか。いわゆる、洪水実績もあるわけですし、何かもうちょっとほかの対策で急いで、完了するような方法ってのは検討されてなかったんですか。例えばで

すね、標準断面図は引堤、いわゆる河川の拡幅ですけども、例えば都心部だったらもう土地が買えないところだったら、カミソリ堤防みたいなのですね、やる場合も、隅田川だとかいったような感じで、もう無理矢理やる場合もありますけど。

(満石河川砂防課長)

ここはこういう状況ですすね、沿川に県道がついて、家が張りついてて、以前から要望あったんですけど、結構河川改修で移転してもらわないといけないとかですすね、そういうことで、玄海町と、やりとりをずっとしていました。このため、新規事業としては、今になっていきます。

(伊藤委員長)

でも 16 年、多分下流からやられますよね。そういう場合で 1 番危険そうなのが今、言われた場所、そうですね、この辺がやはり狭くて、16 年後ぐらいに、洪水があったような場所を直す可能性が高いんですよ。

(満石河川砂防課長)

下流のほうはですね、これほど狭くなくてですね、はい、この付近でやはり、この断面図、前のほう、資料 2 2 ページにつけてますけど、ちょっと 2 倍ぐらいになるんですけど、下流の方は事業区間ではありますけれども、ここまで狭くないです。ですので、下流の流下能力を見ながら、やはり守るべきところを先にやってということをやりたい。

(伊藤委員長)

正直に下流からで最後が上流だけではないですね。はい。16 年も間があると、もう 1 回や 2 回はこういった、写真のような洪水が起こる可能性高い。

(満石河川砂防課長)

流下能力を見ながら、こういう重要なところからやっていきたいというふうに思っております。

(伊藤委員長)

なるほど。わかりました。ほかに何か委員の方々から、御意見等ありましたら、よろしいでしょうか。はい。本日子定しておりました諮問事項、報告事項以上となりますが、全体を通して何か御意見があったら、はい、結構でございますが、よろしいですか。

はい、じゃ、事務局のほうにお返しいたします。

(事務局)

はい。伊藤委員長様御進行のほどありがとうございました。また、委員の皆様のご長時間ですね、御審議いただきまして本当にありがとうございます。本日いただきました意見と、御指摘もいただいております。今後に生かしていきたいと思っております。

最後に事務局から、今後の予定について、御連絡差し上げたいと思います。当委員会の今後の残る活動ですけれども、今日一部 3 件再評価に関して諮問させてもらっていますが、事業中の再評価を次回行いたいと思っております。日程につきましては、令和 4 年 1 月 21 日金曜日の予定で進めたいと思っております。正式には、改めて御連絡を差し上げたいというふうに思っております。本日開催から次回開催がまた年明け早々ということで、大変短い期間ではございますけれども、御理解いただきまして、御予定のほどもお願いしたいというふうに思っております。それでは、これをもちまして令和 3 年度第 2 回公共事業評価監視委員会を終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。